

吹田市環境影響評価審査会（平成 29 年度第 1 回）会議録

日時：平成 29 年 8 月 3 日（木）18：00～19：15

場所：吹田市役所低層棟 3 階研修室

出席者

委員：塚本会長、山中副会長、井ノ口委員、小田委員、桑野委員、近藤委員、張野委員、
福田委員、松井委員、吉田委員

事務局：中野部長、柚山次長、佐藤室長、高島参事、田中主幹、丸谷主査、奥野係員

連絡調整会議：地域経済振興室 中川室長、環境保全課 道澤課長、計画調整室 梶崎参事、
開発審査室 木村参事、総務交通室 野口参事、公園みどり室 染川主幹、
総務予防室 明原主幹、文化財保護課 西本課長

事業者：株式会社シードコンサルタント

株式会社長谷工コーポレーション

株式会社環境総合テクノス

傍聴者：無し

内容：1 開会

2 【報告事項 1】

事後監視及び事後調査報告について

(1) (仮称) 吹田千里丘計画

(2) (仮称) エキスポランド跡地複合施設開発事業

3 【報告事項 2】

(仮称) 吹田円山町開発事業（土壌汚染調査等について）

4 【審議事項】

(仮称) 吹田千里丘計画（大気汚染調査について）

事務局（高島参事）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから吹田市環境影響評価審査会を開催していただきます。本日はお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は、本年 4 月 1 日付けの人事異動において、環境政策室参事を拝命いたしました高島と申します。大変僣越ではございますが、議事に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

開催に先立ちまして、環境部長よりひとことご挨拶申し上げます。

（中野環境部長の挨拶）

事務局（高島参事）

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、ただいまから吹田市環境影響評価審査会を開催したいと思います。遅い時間からの開催となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は委員 15 名のうち、10 名のご出席をいただいております。従いまして、審査会開催の成立条件を満たしていることをご報告させていただきたいと思います。

それでは、議事に入っていきたいと思いますが、本日の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

事務局（高島参事）

本日の傍聴希望はございませんでした。

会長

それでは、これからお手元にございます議事次第に従って進めていきたいと思います。

2 番目の報告事項ということで、事後監視及び事後調査報告についてにいきたいと思えます。まずは、1 番の（仮称）吹田千里丘計画について事務局から報告をお願いします。

事務局（丸谷主査）

（配付資料の確認）

（資料 1 をもとに、（仮称）吹田千里丘計画の事後監視年次状況報告書（平成 28 年度版）の概要について説明）

会長

ありがとうございました。それでは今のご説明あるいは事前に送付されました資料につきまして何かコメント等ございますか。

今、特に工事もやっていないということで、工事上の問題については、概ね問題なく、保全作業も引き続き実施しているということで報告がされましたけれど何かございますか。

今、だいたい入居率でいくと A 街区と B 街区はどれくらいの比率で入居されているんですかね。

株式会社長谷工コーポレーション

A 街区と B 街区の入居状況につきましては、B 街区の方が 100%で、今販売をしております A 街区の方が 90%ぐらいの入居率でございます。

会長

では、環境影響上の観点からですけれど、当初予定していたような供用、存在のレベルに今、ほぼあると考えてよろしいわけですね。細かいことはかまわないですが、引き続き実施されていると報告を受けておりますので、どのくらいのレベルかなとちょっと思っただけです。

他に何かございませんか。よろしゅうございますか。それでは、(仮称)吹田千里丘計画の事後監視報告は以上にしたいと思います。それではつづきまして、2番の(仮称)エキスポランド跡地複合施設開発事業について事務局より報告をお願いします。

事務局(奥野係員)

(資料2をもとに、(仮称)エキスポランド跡地複合施設開発事業の事後調査報告書(工事中)(平成25年度~28年度版)の概要について説明)

会長

ありがとうございます。それではただいまの説明、あるいは事前に送付されました資料につきまして、何かコメント等ございますか。

A委員

付近の住民からの苦情は特になかったのでしょうか。

環境保全課(道澤課長)

こちらについての苦情はございませんでした。

A委員

それから、いろいろなものを予測するにあたって、利用者数を予想されていたと思えますけれども、だいたい予定通りの利用者がいらしてるのでしょうか。

事務局(丸谷主査)

そちらにつきましては、最新の情報までは、事務局の方でわからないですけれども、昨年度、この審査会の中での事業者さんからの中間報告では、予定よりも少し上回る人数の入場者、来場者が来ているというような報告を受けておりました。今年度の状況は、また確認をさせて頂きたいと思います。

A委員

予定よりもたくさんいらして頂いたのはよかったですね。そして、それにも関わらず、問題点はあまりなかったということで、アクセスも問題なかったのですね。

事務局（丸谷主査）

そうですね、これも昨年度の審査会での三井不動産さんのお言葉をお借りしますと、このエキスポシティに由来した交通渋滞については、目立ったものは生じていないという認識をお持ちだと聞いております。そして、今年度、事後調査におきまして交通量調査などに入っているところがございますので、その辺がまとめ次第、この審査会でご報告させていただけるのではないかと考えております。

A 委員

最後にもう一つ、このお送りいただいていた事後調査報告書の 55 ページで、騒音調査結果というのがありますけれども、これ全て A 特性の音圧レベルだと思いますので、LA5 というような表記にさせていただいた方がいいと思いますが。例えば、表 5-14 がございますね、ここに騒音レベルと書いてあって、L5 とだけ書いてありますが、そこに A を入れて頂く方がいいと思います。

事務局（丸谷主査）

わかりました。こちらにつきましては、事業者に指示をして、修正を図っていきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

A 委員

以上でございます。

会長

ありがとうございます。他、何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、続きまして議事次第の 3 番の報告事項である（仮称）吹田円山町開発事業の土壤汚染調査等について、報告をお願いします。

事務局（丸谷主査）

（（仮称）吹田円山町開発事業の土壤汚染調査等の報告内容の概要について説明）

株式会社シードコンサルタント

（資料 3-1、3-2 をもとに、（仮称）吹田円山町開発事業の土壤汚染調査等の概要について説明）

会長

ありがとうございます。

ただいまのご説明にございましたように資料 3-1 と 3-2 を 2 つまとめて議論したい

と思います。この2つどちらでも結構ですので何かコメント等ございましたらよろしくお願いいいたします。

B 委員

土壤汚染の調査について教えていただきたいのですけれども。1つ目に土壤をサンプリングした場所は小型焼却炉があって、当時はコンクリートであった。そのコンクリートをはがしてその下の土壤を取ったということですか。

株式会社シードコンサルタント

はい、その通りでございます。

B 委員

要は小型焼却炉が実際に稼働していた時はダイオキシンが出ていたと。コンクリートが敷き詰められていたということは、その下の土壤にはダイオキシンが入っていくはずがないですよ。それよりもむしろ、ダイオキシンというものは燃焼系でできるものですから、それがガスつまり煙と一緒に出ていってそれが粒子状物質に付いて拡散して行って、それが土壤に蓄積していく、そういうパターンを取ると思うんですね。ですからむしろこの周辺でダイオキシンを測るということ、もちろん風向きなども考える必要がありますが、その土のあるところでサンプリングをしないと本当に土壤汚染があるかどうかはわからないと思うんですがいかがでしょうか。

会長

今のご質問に対してどうぞ。

株式会社シードコンサルタント

このサンプリングに関してですが、行政のご担当の方と協議し、実施しております。まずそもそも周辺に建物等がありまして、いわゆる裸地もほとんどなく、今現在ではアスファルト等がございます。周辺に汚染が疑われるような裸地がないという現場の状況がありましたが、行政のほうからのご指摘で、確かにアスファルト等で覆われてはいるんですけれども、経年劣化といいますか雑草等が一部生えてきたりして見様によっては割れ目・裂け目があり、間から浸透するという事も考えられましたので調査地域としましてはマニュアルに沿った形での10メートルメッシュ30メートルメッシュを考えてサンプリングをしました。

B 委員

住宅地を作るわけですよ。住宅地のところに公園とか作らないですか。どういう形で

その場所を使っていくのですか。もしそこでたとえば子供の遊び場所とかそういうものがあればひょっとしたらそういうところまで拡散していった可能性が無きにしも非ず、という気がしています。そういうところのチェック、環境影響評価をする必要はないのでしょうか。というのが質問です。

株式会社シードコンサルタント

あの、先ほどの補足なんですけれども、舗装の下を採取しています。排煙塔は建物と一体となっており、昭和46年の建物です。履歴ではその当時のことはだいぶ前なのでわからないという感じです。あと、航空写真で見ていくと昭和54年以前は、土かどうかはわからないですけど、今のアスファルト舗装ではない感じに見えます。ですので、汚染がないと断言できないという話が担当部局との間でありました。そのあとの焼却については製造年月日ははっきり書いていますので、それでいくと2年ほどしか使っていないということがヒアリングでもわかりました。そこについては、舗装は当時していたようには見えんですけど、ただ、経年劣化というのは写真では見ていただいてもわかりにくいんですけど、アスファルト舗装、まあ簡易舗装みたいなものなので浸透しやすい状況です。

B 委員

ダイオキシンは浸透はしてないと思いますね。原因は、おそらくダイオキシンがコンクリートの上の粒子が何かに乗ってそれが雨の水と一緒に流れて行った。そういうパターンもあると思うんですが。

株式会社シードコンサルタント

土の状態・状況というところがヒアリングで取れなかったんで、何に使ったとかそういうところの懸念が20年以上前にはなるんですけど、昭和46年からその状態がどうかということ調査しなさいというご指導を行政からいただいて調査をしました。

B 委員

おそらくその当時がダイオキシンが出ていた時代なんですね。最近になって高温で燃焼したときのダイオキシンをできるだけ少なくしようとしているんですけど、そういうことも含めてこの問題について考えられたらいいのではないかなというのが私の思いです。

会長

今の問題についてどういう対応があるのでしょうか。

事務局（丸谷主査）

事務局からの補足ということではないんですけど、基本的なところといたしますか2ペ

一ジに書かれていますように、当時の周辺の状況とかもわからず、不明な点はあるなかで、土壤汚染の可能性が低いということです。土壤汚染の法令の調査がそういう飛んでいくものが対象とされていないことと、もう1点はやはり飛散があれば周辺の濃度が高かろうということでもまず周辺をしたうえで、もし周辺で汚染が出た場合、周りに広げていくというマニュアルになっていると聞いていまして、その観点でまず周辺をされたときに基準値を満たしていたということで終了されています。国とかが示しているマニュアルで一番可能性の高いところがなかったということでそれで終わっているというところで、事務局としては今回、ご報告案件という形をとらせていただいたのですけれども、それ以上になりまずとどういった対応になるのかというところです。

B 委員

要は、周辺といえどもコンクリートを敷いてるところと土壌とはまったく違うわけですよ。あくまでもこれは土壤汚染ということなのでコンクリートが土壤汚染に含まれるのかなという、そこはどうなんですかね。

事務局（丸谷主査）

仮にこれがコンクリートで完全に地下の浸透の恐れがない場合、法令上の話ですけども、きちんと舗装がされていて問題のない土地の場合は調査が不要という形にはなっていると聞いています。今回事業者さんのご説明にあったように、使われていた当時のこの舗装がどうなっていたか、舗装の状態が不明瞭であるということから可能性がゼロではないので調査しましょうという経緯であると事務局では認識しております。

会長

よろしいですか、この対応で。

ちょっとこの辺のことはよく分からないんですけど、裸地というのは歴史的に見てもかなり広い範囲でなかったんですか。少なくともこの写真ではないですよ。ずっと昔から裸地は周辺にないようなそういう状況だったんでしょうね。

株式会社シードコンサルタント

そうですね、現状といいますか解体前の状況といいますのは、土壤汚染が考えられるような裸地というものは少ないというに見受けられまして、やっぱり発生源に一番近いところで恐れがあるという形でサンプリングをしました。

会長

いろんな懸念はあるけどもマニュアル通りなんですか。

株式会社シードコンサルタント

もちろん調査としましては記載させていただいてますようにマニュアルに沿った形でのサンプリングを行い、分析も行っているということではあります。

会長

懸念はあるけどもとりあえずこの状況ではということだったんですね。

B 委員

そうですね、マニュアルに沿ってきちんと調査を行っていけばもし何かあったときは逃げると言ったら失礼ですけど、そういうことができるというところはきちんと押さえておいたらいいいと思います。

会長

ありがとうございます。それでは他に何かありますか。

C 委員

教えていただきたいんですけど、資料3-1の表1で5地点サンプリングされていますけど、混合されて濃度を測るといことがされてるんですが、こういうやり方っていうのはマニュアル通りなんですか。たぶん土壤汚染っていうのはスポット的に高濃度になる可能性があるんでこういうのがマニュアルに則ったやり方なのか、ということを少し教えていただきたいです。

株式会社シードコンサルタント

はい、この10メートル区画におきまして5地点をサンプリングしてそれを分析対象とするという考え方はマニュアル通り一般的なものだと思います。この5地点混合という考え方はご指摘がありましたようにスポット的な1地点ではなく10メートルの範囲でかつ汚染があると見受けられるところを複数とってそれを混合するというのが基本的な考え方、マニュアルの考え方だと理解しております。

会長

何かございますか。どうぞ、補足の説明ということで。

環境保全課（道澤課長）

環境保全課です。土壤汚染を担当している部局ですけれども、実施された調査につきましては大阪府の条例に基づいた調査方法ですので、マニュアルではなく、大阪府条例で規定されている方法で実施されており、調査方法としては問題のない方法だと認識しており

ます。

会長

説明ありがとうございます。他に何かございますか。それではですね、4番の審議事項について、審査会としての対応を議論したいと思います。事務局・事業者の説明を受けたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局（丸谷主査）

（（仮称）吹田千里丘計画の大気汚染調査の審議内容の概要について説明）

株式会社環境総合テクノス

（資料4をもとに、（仮称）吹田千里丘計画の大気汚染調査の概要について説明）

会長

ありがとうございます。今のご説明にございましたようにC工区D工区の工事に関してはフィルターバッチの測定でいきたいというご希望があり、審議にかけてほしいとのことですので審議にかけたいと思います。今のご説明に対してまずご質問、あるいは今の説明では納得できないのでこうしてほしいとかいうご意見ですとか、何でも結構でございますので、ありましたら発言よろしく願いいたします。

C委員

説明の内容で問題はないと思うのですが、先ほどの説明では、C工区とD工区の工事があるということでした。資料4を見ると、C工区の予定は載せられていたのですが、D工区は記載されていないということで、これは並行して行われるのでしょうか。それともこれは別途ということでしょうか。

株式会社環境総合テクノス

D工区につきましては、今後工事が行われる区域に今モデルルームが建てられております。先ほどB工区はほとんど販売が完了しておりますしてA工区が90%程度完了しているのご説明いたしました。残り今後建築されるC工区の販売の目途がある程度立ってからD工区のモデルルームが解体されるという風になりますので、いまの時点でC工区とD工区が同時に動くということはありません。C工区が建ってある程度販売に目途がついたときからD工区が動くこととなります。

C委員

わかりました。

会長

ほかにございますか。よろしゅうございますかね。それでは、市長意見で観測車を出して1時間値の把握をするということだったんですけど、現状を見ますと工事が分散されているということと、AB工区に比べてCD工区の規模が小さくなるということで、このような形の測定でいけるのではないかというご説明でした。審査会の意見としましては、事業者に説明通りの方法で調査を実施してもらおうということを承認してもよろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。それではそうさせていただきます。他に何かございますでしょうか。以上で本日予定しておりました議事はすべて終了しましたので、他に何もなければ審査会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。